

「公的統計の整備に関する基本的な計画」について

1 概要

基本計画は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 4 条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの。現行の基本計画は、統計委員会での検討を経て、平成 21 年 3 月に閣議決定。施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成 21 年度からの 5 年間に取り組む具体的な措置等を列記した「別表」とで構成。

基本計画を始めとする統計法の施行状況は統計委員会に毎年報告され、同委員会がその報告内容について審議。平成 24 年度の施行状況の審議に当たり、現行基本計画の施策項目の評価を行うとともに次期基本計画に向けた検討に着手。

2 構成

はじめに

第 1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

- 1 公的統計が果たすべき役割
- 2 公的統計の現状・課題
- 3 施策展開に当たっての基本的な視点

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備
- 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
- 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 - ・ 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
 - ・ 暮らし方の変化に対応した統計の整備
 - ・ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 等

第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

- 1 効率的な統計作成
- 2 統計リソースの確保及び有効活用
- 3 経済・社会の環境変化への対応
- 4 統計データの有効活用の推進
- 5 その他

第 4 基本計画の推進・評価等

- 1 基本計画の進捗管理・評価等
- 2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進

別表 今後 5 年間に講ずべき具体的施策

(参考)

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日）＜抜粋＞

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

ア 現状・課題等

少子高齢化等の進展への対応は、我が国における最重要課題の一つとなっている。とりわけ「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の同時達成の鍵は、就業と結婚や出産・子育てとの二者択一構造の解決にあるとされている。このため、ワークライフバランスにも配慮し、結婚、出産、子育て期の男女、とりわけ女性が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。

イ 取組の方向性

このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、①配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握、②就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための適時・正確な関連統計の整備について検討する。

※ 別表には、上記分野に関し 6 項目にわたって「具体的な措置、方向性等」、「担当府省」及び「実施時期」を記載。

「ジェンダー統計」をめぐる 最近の動向等について



平成25年6月21日
内閣府男女共同参画局



目 次

1. 「ジェンダー統計」とは
2. 近年の国際的な議論・取組の動向
3. 男女共同参画基本計画における位置づけ
4. 最近の政策的動向等
5. 次期基本計画策定に向けて

【参考】男女共同参画社会の形成のための推進体制



(注) 本資料中の和訳は男女共同参画局調査課で作成

1. 「ジェンダー統計」とは ①

◆ 国連 (The world's Women 2005 Progress in Statistics, 2006)

「ジェンダー統計とは、生活のあらゆる分野の女性と男性の状況における差異及び不平等を適切に反映している統計として定義される」

(Gender statistics are defined as statistics that adequately reflect differences and inequalities in the situation of women and men in all areas of life)

以下の特徴の総体として定義される

- ① データが性別に収集・表章される
- ② データがジェンダー問題を映し出している
- ③ データが女性と男性の多様性を適切に反映するとともに男女の生活のあらゆる側面を適切にとらえる概念・定義に基づいている
- ④ データ収集の方法がジェンダーバイアスを導き得るステレオタイプや社会的文化的要因を考慮に入れている

- Data are collected and presented disaggregated by sex;
- Data are reflecting gender issues;
- Data are based on concepts and definitions that adequately reflect the diversity of women and men and capture all aspects of their lives;
- Data collection methods take into account stereotypes and social and cultural factors that may induce gender biases.

3

1. 「ジェンダー統計」とは ②

◆ UNECE Developing Gender Statistics : A Practical Tool (2010)

ジェンダー統計は、研究や政策の発展のためのエビデンスベースを提供するために必要である。ジェンダー統計は、女性と男性から成る人口全体の活動と特徴をより正確かつ完全に描き出すよう統計システム全体を後押しし、統計システム全体の改善を図る上で重要な役割を果たす。

◆ 国連統計部 Gender Statistics Manual (2013)

ジェンダー統計は、以下のために用いられ得る。(a)社会における女性と男性の現状の理解促進、(b)ジェンダー分析・研究の推進、(c)男女平等及び女性・少女による完全かつ平等な基本的人権の享受に向けた進捗の監視、(d)人的資本及び労働力への投資の増大に向けた政策の発展・監視、(e)開発及び貧困削減に関する政策におけるジェンダー主流化の支援、(f)女性に対する暴力の根絶に関する施策の発展・監視。

4

2. 近年の国際的な議論・取組の動向

* UNSD(国連統計部)を中心に、国連婦人の10年(1976-1985)の頃から取組を継続

- 第4回世界女性会議(北京)「行動綱領」(1995)
- 国連統計委員会ジェンダー統計プログラム(2006～)
 - ジェンダー統計グローバルフォーラム(隔年)
 - ジェンダー統計に関する機関間－専門家会合(IAEG-GS)
 - プログラムレビュー(2011)
 - ジェンダー指標の最小限セット(2012)
 - ジェンダー統計マニュアル(2013) etc.
- ジェンダー平等のための証拠とデータの新イニシアチブ(EDGE)(2012-15)
- OECD ジェンダーイニシアチブ(2010-)
 - 経済成長の新たな源をさぐる政策的探究として展開。教育・雇用・起業(3Es)に焦点。
 - 2012年、閣僚理事会に最終報告を提出。ジェンダーデータポータルも開設。
- OECD閣僚理事会勧告(2013)
 - 適時性があり、国際的に比較可能なジェンダーに敏感な(gender-sensitive)データや指標の収集・作成・展開を確保すること。当該重要な活動への適切なリソースの割り当てを確保すること 等

5

3. 男女共同参画基本計画における位置づけ ①

◆ 第三次男女共同参画基本計画(平成22年12月)(抄)

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

イ 調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実

<施策の基本的な方向性>

男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する調査研究を進める。また、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査を実施するとともに、業務統計を含めた統計情報の収集・整備・提供を充実する。調査の実施や統計情報の収集等に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業員、利用者等の男女別データを把握し、利用者の要望やプライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開する。

【第三次男女共同参画基本計画「用語解説」】

ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

男女別等統計(ジェンダー統計)：男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計

6

3. 男女共同参画基本計画における位置づけ ②

◆ 第三次男女共同参画基本計画(平成22年12月)(抄)

＜具体的施策＞

- ・ 男女の置かれた状況を客観的に把握できる統計の在り方について検討を行い、男女及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たっては、国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。(全府省)
- ・ 統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、年齢別にも把握できるように努めるとともに、都道府県別データについても公表に努める。また、男女共同参画に関わる重要な統計情報は国民に分かりやすい形で公開し、周知を図る。さらに、研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、統計法(平成19年法律第53号)に基づく二次的利用を推進するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。)において決定された統計データ・アーカイブの整備に係る検討と連携し、男女共同参画に関するより高度な分析に活用できるような仕組みに関する検討を進める。(内閣府、総務省、関係府省)
- ・ 各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。(関係府省)

7

3. 男女共同参画基本計画における位置づけ ③

◆ 「成果目標」と「参考指標」

82項目の「成果目標」を設定(第2次基本計画:42項目)

成果目標

それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準。

参考指標

男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な指標。定期的にフォローアップし公表する。

◆ 「成果目標」に関する男女別表記

人に関わる成果目標のうち、男女別表示のないもの

- 有給休暇の取得率(第3分野、第4分野、第5分野)
- 公共職業訓練受講者の就業率(第7分野)
- ジョブ・カード取得者(第7分野)
- 地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数(第7分野)
- 障害者の実雇用率(民間企業)(第8分野)

8

4. 我が国における最近の政策的動向

◆ 男女共同参画会議監視専門調査会「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する意見（24年7月）（抄）

・・・施策を効果的に推進するためには、男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握することが必要であることから、政府においては、人に関する成果目標の現状を示す統計で男女別データを把握していないものについて、代替的な方法により男女別の現状を把握することを含めて、速やかに改善を図るための措置を講ずる必要があり、その他の統計情報についても可能な限り男女別データを把握するよう努めるべきである。

⇒ 男女共同参画会議（議長：内閣官房長官。関係閣僚、民間議員で構成）において、「統計における男女別データの整備、政策のPDCAサイクルに男女共同参画の視点を取り入れるための取組」を政府に求めることを決定（24年8月1日）

* 監視専門調査会は「防災・復興における男女共同参画」に関する意見（24年12月）においても、復興プロセスにおける男女別データの整備等を提言

◆ 男女共同参画局の最近の取組例（白書による分析・提供等通常業務を除く）

- ① 第4回ジェンダー統計世界フォーラム（2012年ヨルダン）に参加、日本の取組を紹介
- ② 東アジア統計研修所「ジェンダー統計ワークショップ」（4月）に講師派遣
- ③ 総務省統計研修所の協力を得て、今年度「政策と統計」コース（11月）において、ジェンダー統計関係の講義を設ける方向で検討中

* 独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）においても、年3回「NVEC男女共同参画統計ニュースレター」の発行、関連講座の開設、「男女共同参画統計データブック」（3年おき）の編集・刊行といった関連の取組を実施。同館は男女共同参画基本法制定以前から女性・家族関係の統計を編集・提供。

9

5. 次期統計整備基本計画の策定に向けて

「ジェンダー統計」の整備は

◆ 男女共同参画社会の形成の基礎的な条件

← 人が直接・間接に影響を受ける施策のPDCAサイクルにおいては、客観的なエビデンス（データ）に基づいて、男女別に（問題がないことの確認を含め）検討が行われる必要。

* 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(いわゆる骨太の方針)においても、「実効性あるPDCAの実行」の中で、経済再生等に資する重要な対象分野におけるPDCAの実効性向上、評価に必要な統計整備等を明記。

◆ 社会の情報基盤である公的統計の体系の中でもカバーされるべき重要領域

← 国際機関や諸外国では、統計担当組織が積極的にコミットして取組を推進

◆ それぞれの法律に基づき閣議決定を経る統計整備基本計画と男女共同参画基本計画の双方において適切に位置づけられるべき取組課題

← 政府内・各府省内の統計担当組織と男女共同参画担当組織の双方で取り組む必要。
(科学技術分野、農業分野、防災分野等においては、男女共同参画基本計画と各基本計画の双方に関係施策を明記)

* 「統計行政の新たな展開方向」（15年6月）では、「ジェンダー統計の整備」という項目を設け、男女共同参画基本計画（第1次）に言及しつつ、背景・現状、基本的方向及び具体的方策を記述

現行計画策定以降の「ジェンダー統計」をめぐる国内外の動向等を踏まえて、次期「公的統計の整備に関する基本計画」における位置づけや具体的な取組の在り方等をご検討いただくことを期待。

* 「人口・社会統計」の一分野としてではなく、経済統計や共通・基盤的事項にも関わる横断的なテーマとして議論を深めていただくことを期待。

10

【参考】 男女共同参画社会の形成のための推進体制

男女共同参画社会基本法

平成11年6月制定

男女共同参画基本計画

第1次 平成12年12月策定
第2次 平成17年12月策定
第3次 平成22年12月策定

全ての政策、施策、事業について男女共同参画の視点を取り込み(ジェンダー主流化)、あらゆる分野での男女共同参画を達成するため、内閣総理大臣のもと男女共同参画社会の形成を総合的に推進

男女共同参画会議

- ＜根拠＞ 男女共同参画社会基本法に基づき、内閣府に設置(平成13年1月)
- ＜構成＞ 内閣官房長官(議長)、国務大臣12名、有識者12名
- ＜役割＞ ・基本的な方針・政策、重要事項等の調査審議
・政府の施策の実施状況の監視・影響調査

男女共同参画推進本部

- ＜根拠＞ 閣議決定に基づき、内閣に設置(平成6年7月)
- ＜構成＞ 内閣総理大臣(本部長)、内閣官房長官、男女共同参画担当大臣(副本部長) 全閣僚
- ＜役割＞ 施策の円滑かつ効果的な推進

男女共同参画推進連携会議

- ＜根拠＞ 内閣官房長官(女性問題担当)決定に基づき、開催(平成8年8月)
- ＜構成＞ 有識者16名 女性団体、メディア、経済界、教育界の団体(93団体)の代表
団体の例: 日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、全国地域婦人団体連絡協議会等
- ＜役割＞ 広範な協働・連携のネットワークを形成、国民的取組の推進

内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)、
副大臣、大臣政務官

事務局

内閣府 男女共同参画局

- ・政策の企画立案・総合調整
- ・白書の作成や調査・研究
- ・男女共同参画の普及・啓発

連携

関係行政機関

連携

国際機関等

地方公共団体

11